

前事業年度の旅行者との取引の額の報告等について

東 京 都

1 取引の額の報告

前事業年度における旅行者との取引の額及び所要の営業保証金金額を計算し、別紙「第6号様式 取引額報告書(以下「報告書」という。)」を提出すること。(旅行業法第10条)

取引額の対象及び算出方法については、別掲の「2 旅行者との取引の額・旅行者との取引の額に含まない額の区分表、3 旅行者との取引の額の算出基礎」を参照のこと。

また、所要の営業保証金の金額については、別紙添付の「旅行業法施行規則第7条別表」を参照のこと。

なお、東京都知事登録の個人事業旅行業者のこの場合における事業年度終了日については、特別の理由を除き各年12月31日とする。そのほかは、決算日とする。

2 営業保証金の追加供託

上記「1」の計算を行いその供託している営業保証金の額が法第8条第1項に規定する額に不足することとなった旅行業者は、その不足額を追加供託し、東京都知事に届け出なければならない。(旅行業法第9条第1項)

3 営業保証金の取戻

上記「1」の計算を行いその供託している営業保証金の額が法第8条第1項に規定する額を越えることとなるときは、その越える額の営業保証金を取り戻すことができる。(旅行業法第9条第3項及び第4項)

この場合、営業保証金については、別添「証明書交付申請書(営業保証金規則第5号書式)」により東京都知事に対して証明交付申請を行うこととなる。

4 報告の提出及び追加供託届出締切日及び提出の方法

○締切日は、事業年度終了後、100日以内(旅行業法第10条)に提出する必要があります。(決算日から計算すること。)

○提出は来庁又は郵送による提出も可能です。

郵送による提出をされる方で「控」が必要な方は、「報告書」2部(正・副)と返信用切手を貼った封筒を同封してください。(なお、返信用切手を貼っていないものや「報告書」副がない場合は、返信ができませんのでご注意ください。)

※ ただし、営業保証金の取戻の場合のみ来庁する必要があります。

5 各手続きについて

○ 取
引
額
の
算
出

 ○ 所
要
の
営
業
保
証
金
の
算
出

	区 分	営業保証金金額	提 出 資 料
⇨	A	○ 変動なし	○「第 6 号様式 取引額報告書」
⇨	B	○ 追加供託	○「第 6 号様式 取引額報告書」 ○「旅行者営業保証金供託済届出書」 (第 5 号様式 細則第 6 条関係) ※追加供託した「供託書」(写)を添付
⇨	C	○ 取戻し	○「第 6 号様式 取引額報告書」 ○「証明書交付申請書」 (営業保証金規則第 5 号書式) ※取戻対象の「供託書」(写)を添付

6 その他

登録事項変更届などの諸届出等は、東京都「旅行業登録サイト」を確認して下さい。

- ① インターネットで「東京都 旅行者の方へ」を検索し、クリックをする。
- ② 「東京都産業労働局の旅行業の登録（旅行者の方へ）」のサイトを選択

別添資料

- 1 「旅行業法施行規則第7条 別表」
- 2 「1 参照条文 ほか」
- 3 「取引額報告書」(第6様式)及び記入例
- 4 「旅行者営業保証金供託済届出書」(第5様式 細則第6条関係)
(営業保証金を追加供託した場合に提出)
- 5 「証明書交付申請書」(営業保証金規則第5号書式)
(営業保証金を取戻す場合に提出)

【1 参照条文】

— (取引額の報告) —

○取引額の報告(旅行業法第10条)

旅行業者は、毎事業年度終了後100日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額を観光庁長官(東京都知事)に報告しなければならない。

○取引額の報告(旅行業法施行規則第9条の2)

法第10条の規定により前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額の報告をしようとする旅行業者は、第6号様式の取引額報告書を登録行政庁に提出しなければならない。

○取引額の報告の罰則(旅行業法第79条第2号及び第82条)(以下抜粋)

次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

2 第10条の規定による届出をせず、又は虚偽の報告をした者 (以下省略)

— (営業保証金の額等) —

□営業保証金の額等(旅行業法第8条第1項)

旅行業者が供託すべき営業保証金の額は、当該旅行業者の前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額に応じ、第4条第1項第3号の業務の範囲の別ごとに、旅行業務に関する旅行業者との取引の実情及び旅行業務に関する取引における旅行業者の保護の必要性を考慮して国土交通省令で定めるところにより算定した額とする。(抜粋)

□営業保証金の額等(旅行業法施行規則第7条)

法第8条第1項に規定する営業保証金の額は、別表のとおりとする。

別添「旅行業法施行規則第7条 別表」

— (営業保証金の追加の供託等) —

□営業保証金の追加の供託等(旅行業法第9条第1項)

旅行業者は、毎事業年度終了後において、その供託している営業保証金の額が第8条第1項に規定する額に不足することとなるときは、その不足額を追加して供託しなければならない。

□営業保証金の追加の供託等(旅行業法第9条第2項)

旅行業者は、営業保証金の供託をしたときは、供託物受入の記載のある供託書の写しを添付して、その旨を観光庁長官(東京都知事)に届け出なければならない。(旅行業法第7条第2項準用)

観光庁長官(東京都知事)は、毎事業年度終了後において、その終了の日の翌日から100日以内に旅行業者が、その届出をしないときは、その定める7日以上期間内にその届出をすべき旨の催告をしなければならない。(旅行業法第7条第4項準用)

観光庁長官(東京都知事)は、前項の催告をした場合において、同項の規定により定められた期間内に旅行業者が第2項の届出をしないときは、当該旅行業者の登録を取り消すことができる。(旅行業法第7条第4項準用)

— (営業保証金の取戻し) —

□営業保証金の取戻し(旅行業法第9条第3項、第4項及び第9項)

旅行業者は、毎事業年度終了後において、その供託している営業保証金の額が第8条第1項に規定する額を越えることとなるときは、その越える額の営業保証金を取り戻すことができる。

この場合における営業保証金の取り戻しに関し必要な事項は、法務省令・国土交通省令で定める。

○営業保証金の取戻し(旅行業者営業保証金規則第8条)

旅行業者は、法第9条第3項の規定による取戻しをしようとするときは、法第10条の規定による報告をした日以降、当該報告の日の属する事業年度に限り、登録行政庁に対し、その供託している営業保証金の額が法第8条第1項に規定する額を越える旨及びその額の証明書の交付の申請をすることができる。

- 2 旅行業者は、前項の申請をしようとするときは、第5号書式により作成した証明書交付申請書を登録行政庁に提出しなければならない。
- 3 登録行政庁は、第1項に規定する証明書を交付するときは、当該営業保証金につき権利の実行の手続きが取られている場合を除き、第6号書式により作成した証明書を当該申請した者に交付しなければならない。
- 4 前項の規定により交付した証明書は、当該証明書を交付した日の属する事業年度内に限り、第10条第2号に掲げる書面としての効力を有する。

(重要) 取引額報告書の区分

【2 「旅行者との取引の額」「旅行者との取引の額に含まない額」の区分表】

旅行者との取引の額	旅行者との取引の額に含まない額
A 旅行者から受領した旅行代金の全額 (取扱額) 手数料収入額、粗利益等の額ではない。 (単純券面販売、付随的旅行に係る額も含む。)	A <u>他の旅行業者が実施する募集型企画旅行の受託販売の額(代買)</u> (※ 募集型企画旅行を主催する旅行業者が報告するため)
B 自社の募集型企画旅行を他の旅行業者等に委託して販売している場合のその取引額 (募集型企画旅行に係る取引額) (受託旅行業者の取扱いによるもの)欄へ	B 自社に所属する旅行業者代理業者の取引額のうち、上記Aの募集型企画旅行を販売した額
C 自社に所属する旅行代理業者の取引額 (B、Cについては、いずれも旅行業者代理業者等への販売手数料を差し引いた額ではない。)	C 運送機関が旅行業の登録を受けている場合、自社運送乗車船券又は連絡乗車船券等の販売に係る額(運送機関としての業務に係る取引額)。

旅行業法施行要領(営業保証金関係) 2 供託額及び取引の額の報告[2](1)及び(2)参照

【3 「旅行者との取引の額の算出基礎」】

	算 定 対 象	旅行者との取引の額
A	○前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引額 (原則：事業年度一年間の場合)	○「旅行業法施行規則第7条 別表」 のとおり。
B	○前事業年度に新規登録又は変更登録による営業保証金供託届出を行った場合	○営業保証金供託届出後の前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引額に365を乗じてこれを前事業年度の日数で除して得た額 (旅行業法施行規則第6条の2)
	(例) 8.8.31 (122日間) 8.12.31 供託届出日 → 決算日	(122日間における旅行取引額) × 365日 ÷ 122日 = 規則第7条別表の取引額
C	○前事業年度が、一年と異なる期間であった場合 【決算期変更等の場合】 (Bの場合を除く)	○前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引額に365を乗じてこれを前事業年度の日数で除して得た額 (旅行業法施行規則第6条の2)
	(例) 8.10.1 (92日間) 8.12.31 決算期首日 → 決算日	(92日間における旅行取引額) × 365日 ÷ 92日 = 規則第7条別表の取引額

ただし、B、C、による算出の場合は、報告すべき取引の額のその算定基礎となった額を
() 書きで各欄の上段に併記すること。

旅行業法第8条第1項 () 書き規定及び旅行業法施行規則第6条の2参考